

平成 31 年度第 2 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：平成 31 年 4 月 23 日
 担当部・課：健康部保険年金課〔内線 2332〕

①件名		
国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しについて		
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】 消費者物価の上昇等の経済動向を踏まえ、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得が見直された。</p> <p>【目的】 関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図るもの。</p>		
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号） 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>		
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
平成 31 年 3 月 29 日 地方税法施行令等の一部を改正する政令公布（平成 31 年政令第 87 号） （平成 31 年 4 月 1 日施行）		
⑤主要内容		
1 課税限度額の見直し		
	改正	現行
基礎課税額分（医療分）	<u>61 万円</u>	<u>58 万円</u>
後期高齢者支援金等分	19 万円	19 万円
介護納付金分	16 万円	16 万円
合計	<u>96 万円</u>	<u>93 万円</u>
2 低所得者に係る保険税軽減判定所得の見直し		
軽減割合	改正	現行
7 割軽減	基礎控除額（33 万円）以下	基礎控除額（33 万円）以下
5 割軽減	33 万円 + <u>28 万円</u> × 被保険者数	33 万円 + <u>27.5 万円</u> × 被保険者数
2 割軽減	33 万円 + <u>51 万円</u> × 被保険者数	33 万円 + <u>50 万円</u> × 被保険者数
※ 1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合		
※ 2 被保険者数には、特定同一世帯所属者数（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。		

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

法令に基づいた適正な課税が図られる。

【市の財政の負担（見込）】

1 基礎課税額分（医療分）の課税限度額見直しによる影響額等

443世帯：12,470千円

2 軽減判定所得見直しによる影響額等

88世帯：3,074千円

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	計
現行	7,053世帯 375,582千円	3,410世帯 150,172千円	2,491世帯 44,596千円	12,954世帯 570,350千円
改正	7,053世帯 375,582千円	3,465世帯 152,611千円	2,524世帯 45,231千円	13,042世帯 573,424千円
差引	— —	55世帯 2,439千円	33世帯 635千円	88世帯 3,074千円

※金額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計金額である。

※軽減した保険税相当額は、県が3/4、市が1/4を負担する。

⑦他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても、同様の改正を行うもの。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成31年3月 石巻市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分（3月31日付け）
6月 市議会第2回定例会に報告、承認を求める。

⑨その他

【参考】低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得金額

軽減割合	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯
7割軽減	改正なし	33万円以下	33万円以下	33万円以下
5割軽減	現行	<u>60.5万円以下</u>	<u>88万円以下</u>	<u>115.5万円以下</u>
	改正	<u>61万円以下</u>	<u>89万円以下</u>	<u>117万円以下</u>
2割軽減	現行	<u>83万円以下</u>	<u>133万円以下</u>	<u>183万円以下</u>
	改正	<u>84万円以下</u>	<u>135万円以下</u>	<u>186万円以下</u>